

被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第10号

2013.3.15 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 東日本大震災から2年を経過した被災地での支援をめぐって 1
- 特集 認定コーディネーター制度の発足にあたって 3
- 寄稿 新時代の被害者支援への期待 5
- センター紹介 福岡犯罪被害者支援センター 6
- 用語解説 被害者の意見陳述制度 7
- 募金活動報告、寄付者、賛助者等の紹介 8

巻頭言

「東日本大震災から2年を経過した被災地での支援をめぐって～語り継ぐことが私たちの使命～」

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 副理事長
公益社団法人みやぎ被害者支援センター 理事長
三輪 佳久



1. 山紫水明が一瞬にしてガレキの山と化したあの悪夢の日から2年の年月が流れた。

我が子の犯罪被害に必死に向き合ってくれた母親が津波にのみこまれ帰らぬ人となっていた。また、殺人の被害で我が子を亡くし、働くことが出来なくなった母親を支え続けてきた母をこの災害で失った。

「東日本大震災」は犯罪被害者等や私たち支援者にも様々な爪痕を遺して通り過ぎていった。

2. 災害発生時からの支援は、危機介入時から実践（役務の提供）と心のケアの両輪で支援が進められてきた感がある。この活動の中の一つとして、今回は、当センター理事さとう宗幸氏（写真右）の活動が特筆されるのではと、ここに紹介することとする。

さとう理事はシンガーソングライターとして、「青葉城恋唄」のヒット曲を生むなど宮城県を拠点として活動をしている方である。

平成15年から当センターの理事として就任以来、毎年開催される犯罪被害者週間「県民のつどい」では欠かさことなくミニコンサートを行うなど、特に被害者等の心の癒しとなる歌声は好評で、いまでは被害者支援とさとう理事との関係は切っても切れない関係が続いている。

このように、さとう理事の被害者支援での活動は、当センター理事という立場を超えた「さとう宗幸氏個人」の持っている魅力、発信力により、被害者支援の活動として宮城県民に広く行き渡っているのである。「県民のつどい」でのミニコンサートを聞いて感銘を受けた、励

まされた等の感想が寄せられており、被害者支援活動でのさとう宗幸氏の貢献度は、他に比べるものがないほど素晴らしいものである。

また、さとう理事は震災発生から今日まで、ボランティアとして宮城、岩手、福島の被災県に数えきれないほど足を運び、学校や仮設住宅等を訪れ、歌とトークで被災



平成24年11月9日 犯罪被害週間・県民のつどい
公開講演会ミニコンサート

者を元気づけている。この震災を風化させたくないという一心で歌で語り継いでいる。

なかでも震災支援ソング「花は咲く」「虹を架けよう」は全国の皆さんにぜひ聴いていただきたい歌声でもある。

3. 月日を重ねていくとややもするとあの2年前の悪夢の記憶が薄れ、忘れ去られていくのでは、と言う被災県としての心配が常に頭から離れない。

一例を挙げるならば、12月7日から13日までの1週間の総地震数は1020回にも及び、そのうち有感数も27回が記録されており、平均して1日3回～4回の揺れを体感しながら毎日生活しているのが被災県の現状である。

復興、復旧を語り継がれてきている中で、いまなお、死者・行方不明者数は、15,878人（平成24年12月12日現在）となっており、うち宮城県の死者・行方不明者の数は、10,858人で全体の68.4%を占めている。

仮設住宅等の施設で2年目を迎える被災者数は321,433人（平成24年12月16日現在）となっている。

仙台市と宮城県第2の都市石巻市を結ぶ大動脈である鉄道も、未だに線路が破壊され寸断されたままであり、復旧の目処もたない状態である。

4. 「『風化は『津波被害や原発事故があったことを忘れること』と思いがちだが、『震災時に人々が考えたこと、行動したこと』を忘れてしまうことの方が問題だ。震災時には多くの人々が家族のため、近所のため、見ず知らずの人々のため、勇気を持って行動し、今までの枠にとられず解決方法を考えた。被災しなかった地域の人々も涙し、応援する気持ちを持った」（宮城大学宮原育子教授）。

これを忘れることが「風化」であり、これがあるからこそ「絆」という言葉が成立する。

新しい年は、もう一度3.11当時の自分を考え「風化」していないかを省みる必要がある。」（『内館牧子の仙台だより』から）。

自らの被災体験を持つ私たちセンター員は、役員をはじめ全員があらゆる機会を活用し、犯罪被害者の心情を訴えと共にこの震災体験を風化させないためにも私たちが参加した被災現場での微細な活動体験を語り継いでいくことが使命と感じている。

5. 時の流れは速いものである。

当センターが総力を挙げ全員が一丸となって行った支援活動の中で最も過酷な業務と言われている遺体関連業務を、ご遺族に寄り添いながら40日間継続して行った県内最大のご遺体安置所で、連日数百体のご遺体が安置されていた宮城県総合体育館「グランディ21」。それと共に設置されている宮城スタジアムが、2020年の東京オリンピックを目指す計画でサッカー競技を行う会場に予定されている。

2020年オリンピックが開催され、国民が熱狂し、全世界のサッカーファンが宮城スタジアムで歓声をあげる時代になったとき、このサッカー場の隣で行われていた過酷な震災関連業務のことは、どのように語り継がれていくのであろうか。あるいは遠い過去の記憶として時の流れの中に消え去っていくのであろうか。

2度とこのような悲惨な災害がおこらないことを切に願っている。

特集

NNVS認定コーディネーター制度の発足にあたって

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 理事
支援活動検討委員会委員

特定非営利活動法人こうち被害者支援センター 理事長 田村 裕

私たち全国被害者支援ネットワーク（NNVS）の第2期3年計画に則り、平成24年度の年間実行計画を策定するにあたり、年度当初「広域・緊急事案に対応し、各センターを支援する体制」を整える制度として、NNVS認定コーディネーター制度の創設が計画された。

第1. 資格認定までの経過について。

1. 平成24年9月8日、全国被害者支援ネットワークに設置された認定委員会（山上皓前理事長、大久保恵美子顧問、堀河昌子副理事長、滝沢依子警察庁支援室長、

清野功専務理事で構成）が資格審査を実施したところ、遠藤和子氏（公益社団法人みやぎ被害者支援センター）、楠本節子氏（特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター）の2名がNNVS認定コーディネーター候補者に選定され、9月20日の理事会で承認されたのち、9月30日全国研修会2日目の全体会において、平井紀夫理事長から認定証が授与された。お二人はNNVS認定コーディネーターの資格取得者として初めてその氏名が全国被害者支援ネットワーク登録簿に

掲載されたのである。

2. 資格申請のための要件は、手引のうちNNVS認定コーディネーター規則（以下、規則という）第6条に4つの要件が定められている。すなわち「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下、法という）所定の犯罪被害相談員として登録され、おおむね3年以上の実務経験を有し、実績点数基準表に則り実績点数が30以上に達していること、及び全国被害者支援ネットワークが主催するコーディネーター研修の前期及び中期の各講義を受講していることである。

規則第6条にはこの他に、「支援活動に精通しかつ人格及び見識を有していること」とあるが、認定委員会による資格審査にあたって、後述のとおり、諸々の角度から総合評価がなされることが予定されたことを示すものである。この実績点数基準表に定める実績点数については、NNVS認定コーディネーター細則により、これを証明するに足りる資料の提出や、同手続要領に定める様式に則った「事例報告書」や「直接的支援計画書」の提出を求められた。

3. 前述のとおり、認定委員会が実施した資格審査においては、以下のチェックポイントにより、総合評価がなされたところである。

すなわち、被害者支援についていかなる考えを有しているか、センターの運営に対するかかわり方の実績はどうか、リーダーシップ力に見るべきものを持っているか、関係機関や他のセンター及び被害者団体との関わり方は適正か、全国研修やブロック内研修の在り方についていかなる考えを持っているか、政策提言を行う力を有しているかに関する識見を問うものであった。

このように申請要件や資格審査は、応募者にとって過酷ではあったが、後に述べるNNVS認定コーディネーターが担うべき役割の重大性に照らせば、やむを得ないと言うべきであろう。

第2. NNVS認定コーディネーターが担うべき役割と制度の狙い。

規則第2条「役割と使命」にあるとおり、一つには、広域犯罪もしくは危機緊急事案が発生した際に、全国ネットワーク傘下の各センター間のコーディネートを行う役割を担うことであり、二つ目には、全国研修・ブロック研修・センター研修等における人材育成活動において指導的役割を果たすことにある。

1. 前者においては、法律や心理のプロとしてではなく、繰り返しになるが各センター間のコーディネートを行

う専門家としての役割を果たすものであり、後に編成される「広域・緊急支援チーム」においては、かかる役割を担う立場に位置づけられる。すなわち平時にあつては、日常の支援活動におけるセンター間の協力の持ち方についてコーディネートを行うとともに、活動を実行あらしめるための調査研究を行い、県をまたがる被害者が存在もしくは大人数の被害者が発生するなど広域犯罪もしくは危機緊急事案が発生した場合に、コーディネートのプロフェッショナルとして「広域・緊急支援チーム」が果たすべき役割の中で、複数のセンターが行う支援活動を主体性をもってコーディネートを実践する役割を果たすことが期待されている。

またこの度の震災などの発生により、センターが活動能力を喪い、もしくは支援活動の継続性に困難をきたす場合、他のセンターのサポートを行うこともその守備範囲に入る。

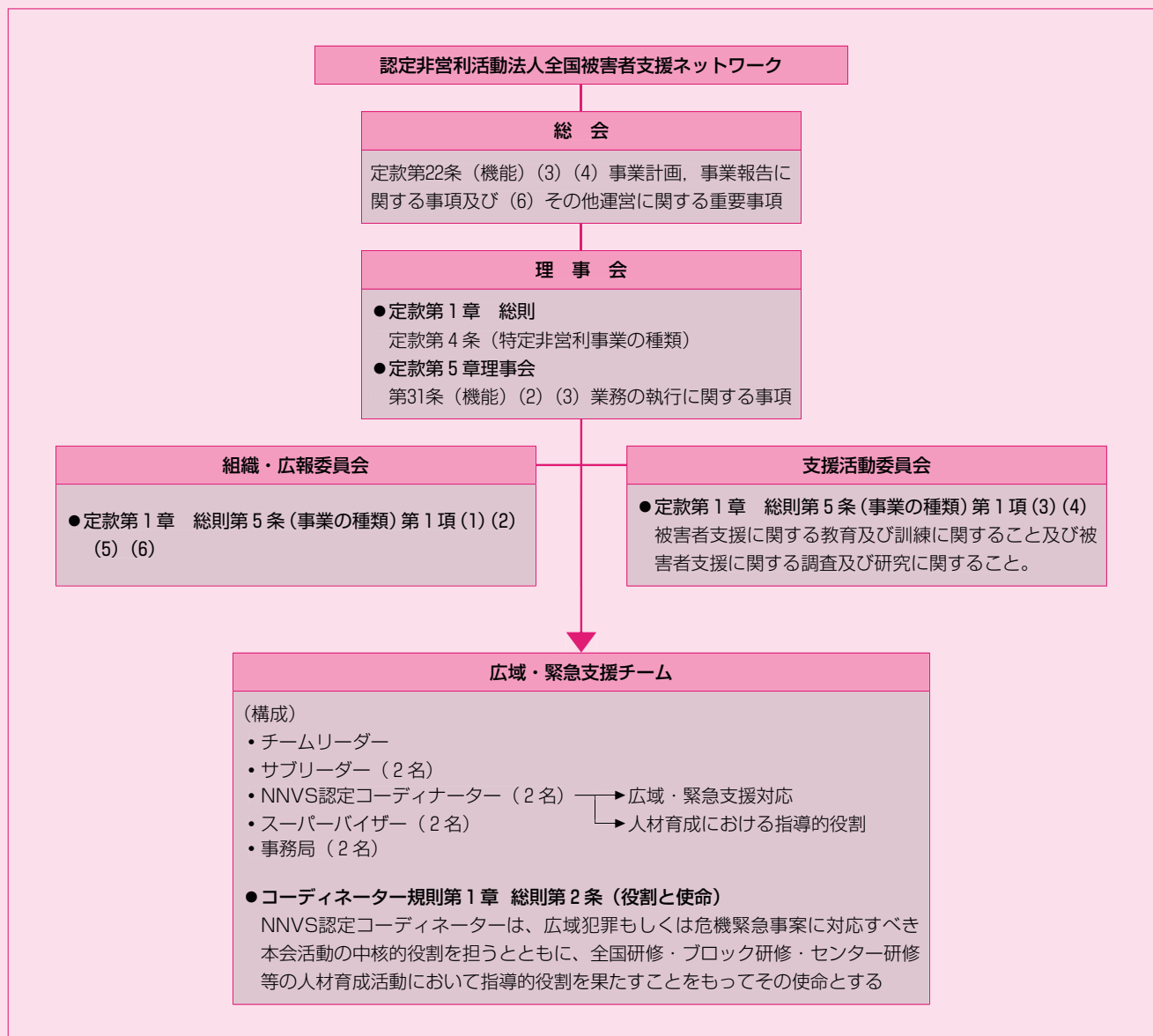
2. 全国被害者支援ネットワークは、平成24年12月8日広域・緊急支援チームを発足させ、チームリーダー堀河昌子（副理事長）、サブリーダー関根剛（理事）、同田村裕（理事）、NNVS認定コーディネーター遠藤和子、同楠本節子、スーパーバイザー大久保恵美子、同大場精子の各氏によって編成された。

①コーディネーターには、チーム内において、前述のとおり緊急事案発生時における各センター間のコーディネートを行うプロとしての役割を担うが、チーム内で独立した権限を有するものではないと理解されている。

②早期援助団体に対する警察からの情報提供制度と広域・緊急支援チームとをどのように関係させるのかについて、検討すべき課題がある。他県の県警からの情報提供、自県の県警からの情報提供のいずれもあり得るが、広域・緊急支援チームとしてはセンター間のコーディネートを行うにあたっては、情報提供

広域・緊急支援チーム

チームリーダー	堀 河 昌 子
サブチームリーダー	関 根 剛
サブチームリーダー	田 村 裕
NNVS認定コーディネーター	遠 藤 和 子
	楠 本 節 子
スーパーバイザー	大久保 恵美子
	大 場 精 子
事務局	増 茂 成 史
	曾 我 喜美子



組織系統図
広域・緊急支援チームの構成員及び人材育成としての NNVS 認定コーディネーター

を受けた県警にその旨の報告を行い、承認を受けることになる。

3. 人材育成活動について、指導的役割を果たすことが2つ目の役割であるが、全国被害者支援ネットワーク支援活動検討委員会との住み分けや具体的に想定される各種講師や助言者として、いかなる活動が考えられるのかについては、これからの検討課題である。

第3. NNVS認定コーディネーター制度の今後の方向と展開。

1. 平成24年度の認定は2名に留まった。しかし、次年度からは継続して認定を進め、一定程度の員数を確保し、少なくとも各ブロックに1名を配置する必要がある。平時はブロック内でのセンター間の調整を、緊急時にはブロックの壁を超え、もしくは他のブロックの

コーディネーターと連携を取りつつ、コーディネートを実践する必要がある。

2. 広域・緊急支援チームを機能させるためには、具体的なマニュアルを策定する必要があり、警察庁との間で法的、制度的なすり合わせを行う必要がある。今後、中央では警察庁と全国被害者支援ネットワークとの間で、また各地のセンターと県警との間で相互に情報を提供し合い、広域緊急事案における連携について共通の認識を共有することが今後の検討課題となる。
3. コーディネーターに対する報酬については、別紙の組織系統図に則り、全国被害者支援ネットワークに於いていかなる立場に位置づけるかとともに併せて今後検討すべき課題である。

以 上

寄稿

新時代の被害者支援への期待

朝日新聞編集委員 河原 理子

「被害者の気持ちなんて、わかるんですか？」

新人記者や、大学生に、被害者取材について話していると、時折、こう尋ねられる。記者も、被害者の話を聞く職業のひとつだが、いかに接するのか、どのように社会に伝えるかは、最大の悩みのひとつである。

私は、たまたま被害者家族の話を聴かせてもらうようになり十数年たつ。一つひとつ驚き、教えられ、自分がいかに「わかってないか」痛感してきた歳月だといえる。だから、いまはこう答える。「わかることはむづかしい。けれど、理解しようと努力することはできる」

「支援者」の立ち位置は、さらにむづかしいものがあるように想像する。

「研究者から受ける二次被害」について聞くことがある。自分たちの研究は有意義なものであり、一当事者のあなたより知見を持っている……という響きがあると、被害者は、自分が素材にされてしまったと感じる。

被害者支援でも、下手をすると、「支援者のための支援」「実績づくりの材料」との疑念を招きかねない。

被害者支援ネットワークも、ゼロから基礎をつくる時代から、さらに質が問われる時代に入った。期待することを二つ申し上げたい。ひとつは、社会性を意識してほしい、ということ。社会全体のなかでの働きを意識することは大切だし、説明していくことも大切だと思う。この被害者支援ニュースも、その一環と理解し評価している。これまでの被害者支援は、捜査や裁判への対応を中心に構築されてきた。が、犯人がわからない事件や、海外で起きた事件の被害者もいる。警察に届けない被害もあるだろう。けれどどんな被害者も、地域のなかで生きていく。被害にあっても今より生きやすい社会を、共につくりたい。

また、秋葉原事件のように広域に被害者がいる場合や、海外事件などでは、ネットワーク事務局が力を発揮して、地域での「途切れない支援」を実現してほしい。

二点目。専門性を高める努力とともに、専門的地平か

らあえて身をはがして見返す努力も続けてほしいと願っている。私は、被害者の話を聞かせてもらうなかで、いかに司法用語がわからないか、裁判所が遠い存在か、といったことを教えられた。こうしたことを前提に、付き添い支援や説明が行われるようになってよかった。ただし些末ながらこんな経験もある。被害者から相談され、その地の支援センターを紹介しようとホームページを見たら、いきなり「直接的支援」と出てきたのだが、わかるだろうか？ また、イベントの時にようやく訪ねてきた被害者がスタッフに話しかけたところ、「今日は忙しいんです」と断られて帰るのを見たこともある。忙しいのはわかるけれど、別の言いようもあったのではないか。たえず立ち返る努力は、私自身の課題でもある。

昨秋のフォーラムでは、冒頭に金屏風をたてての表彰式を初めて見た。むろん、この表彰制度が初めてできたからではあるのだが。私たち外部の者にとって、フォーラムは、ネットワークの実際の活動について聞く年1回の機会だ。表彰された方たちの長年の労苦を讃え、ねぎらうことに異論はないが、それは内部の行事ではないかと感じた。あとのフォーラムで、長年ねぎらわれる機会もほとんどないまま、身を削るように活動してきた当事者の方たちがパネリストとなることについて、組織内どのように議論されたのか、気になった。

以上、日々のご努力を承知の上で、勝手なことを書かせていただいた。被害者支援の深化と充実を心の底から願うゆえであり、大きな期待をかけている。

かわはら・みちこ

1961年、東京生まれ。83年に朝日新聞社に入る。社会部記者、文化部次長、AERA副編集長などをつとめる。

著書に『犯罪被害者 いま人権を考える』（平凡社新書、1999年）、『〈犯罪被害者〉が報道を変える』（高橋シズエさんと共編、岩波書店、2005年）、『フランク「夜と霧」への旅』（2012年、平凡社）など。

2000年に、新聞、通信、放送の有志の記者たちと、「地下鉄サリン事件被害者の会」代表世話人である高橋さんと、勉強会を始める。

センター紹介

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター



事務所内の様子

芦塚増美センター長（同センター理事、全国被害者支援ネットワーク理事）から、最近のトピックを含めて紹介していただきました。

平成12年4月に、当センターは、内川昭司理事によって設立され、今年で14年目となります。最初は任意団体でしたが、その後、特定非営利活動法人となり、平成20年5月には、福岡県、北九州市、福岡市より業務委託を受けて、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を開設することが出来ました。犯罪被害者等基本法による県や市の相談業務について当センターが委託を受けることとなっています。平成21年9月に福岡県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け県警から情報提供を受けることが可能となり、平成24年4月1日からは県の認可を受け公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターとして新スタートしました。これによって、より迅速な被害者への支援が可能になるとともに安定した支援が可能となりました。県警との連携で、自動販売機での委託販売事業も行っており、安定した収益事業を行っています。

さて、開設当初は電話相談から始まって、面接、そし

て相談内容に応じた心理的な面でのカウンセリング、病院や裁判所の付添、生活保護での支援、さらに病院、弁護士と連携した支援を実施して参りました。病院との連携が必要な事例では、金銭的余裕のない被害者に法律的支援と医療的支援が同時に実施可能となっています。また、裁判での被害者参加制度により、直ちに被害者支援を実施し、被害者に平穏な生活を送っていただけるようになりました。

今回、福岡県からの委託を受けて性犯罪被害者のためのワンストップセンターを今年の夏から開設予定です。早期援助団体の事務所にワンストップセンターが開設されるのは、全国で最初となります。ワンストップセンターは、性暴力被害者支援センターとは違い病院の治療と警察の捜査を同時に受けることが可能となります。

これからも専門家の支援が充実した最先端の犯罪被害者支援を展開してまいります。



平成24年11月19日 犯罪被害者週間におけるコンサート
中央は、林幹男理事長



電話相談室

用語解説 …… 被害者の意見陳述制度

刑事裁判において被害者や被害者の遺族が行うことのできる意見陳述には、刑事訴訟法292条の2の規定による「被害に関する心情等の意見陳述」と、刑事訴訟法316条の38の規定による「事実又は法律の適用に関する意見陳述」があります。

「被害に関する心情等の意見陳述」は、被害によって受けた精神的苦痛や被告人に対する処罰感情など、犯罪被害に関する心情を中心とした意見陳述です。この意見陳述ができるのは、被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹であり、意見陳述を行う場合は、あらかじめ、検察官に対して意見陳述の申出をすることが必要です。申出を受けた検察官は、意見を付した上で裁判所に通知します。検察官からの通知を受けた裁判所は、原則として被害者等に意見陳述を認めることとされています。

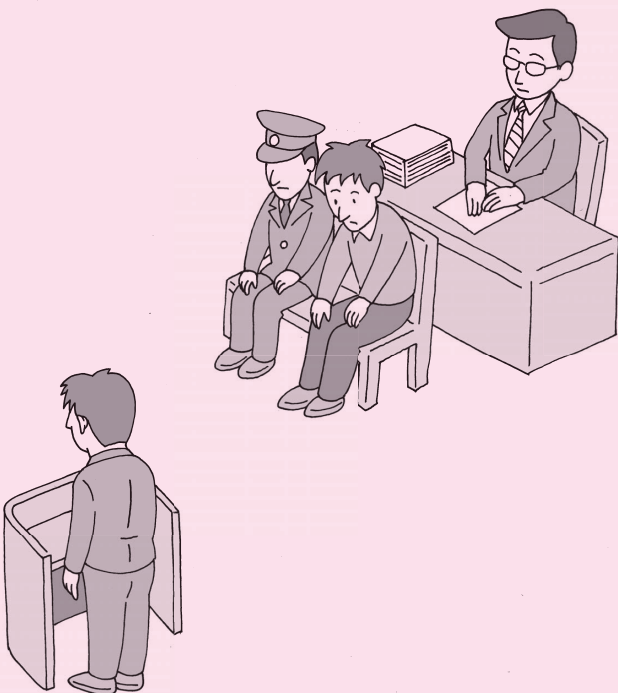
「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、訴因として起訴状に表示された公訴事実や、情状等の量刑の基礎となる事実が、いかなる証拠によって認定されるかについての意見、証拠によって認定されるべき事実に対す

る法の具体的解釈・適用等に関する意見等の陳述であり、被告人に科せられるべき具体的な刑罰の種類及び量についての意見つまり求刑意見を述べることもできます。この意見陳述ができるのは、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士であり、意見陳述を行おうとする被害者参加人等は、検察官に対して、あらかじめ陳述する意見の要旨を明らかにして、意見陳述の申出をしなければなりません。裁判所は、検察官から意見陳述の申出の通知を受けると、審理の状況、申出をした者の人数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官の論告の後に陳述を許可します。また「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、「訴因として特定された事実の範囲内」においてのみ許されます。従って例えば、検察官が傷害致死の主張・立証を行っている事案において、被告人に殺意があったとする意見を陳述することは、訴因として特定された事実の範囲を超えるものとして、許されないことになります。

被害者参加人は、「被害に関する心情等の意見陳述」と「事実又は法律の適用に関する意見陳述」の両方を行うことができる立場にあります。両方行うことも可能ですし、どちらか一方を選択して行うことも可能です。では、「心情等に関する意見陳述」と「事実又は法律適用に関する意見陳述」には、その効果にどのような違いがあるのでしょうか。「被害に関する心情等の意見陳述」は、基本的に被害感情や被害を受けたことによる苦痛、生活の変化など、心情を中心とする意見に限られますが、裁判所が判決をするにあたって、量刑の資料とすることができます。これに対して「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、証拠とにならないことが法律上明確にされていますが、犯罪事実そのものから一般情状、法律の適用、量刑に至るまで、幅広く意見を述べることができ、被害者や遺族が直接体験した事実、被害者や遺族だからこそ認識できる点に光を当て、裁判官及び裁判員に訴えかけることができると言えるでしょう。

特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター 理事
弁護士

河瀬 真



11月25日～12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて 全国被害者支援ネットワークおよび有志の加盟団体、 合計27団体が全国各地で募金活動を行いました。



全国被害者支援ネットワークでは、JR御茶ノ水駅前
で延べ3日間街頭募金活動を行ったほか、12月1日には、
JR池袋駅東口前で「東京光が丘ライオンズクラブ」さ
まのご協力をいただき、地元の少年野球チームと共に街
頭募金活動を行いました。

あいにくの悪天候で午前中のみ活動でしたが、少年



たちの元気な呼びかけ（写真左）に通行人のみなさまか
ら、総額94,704円のご寄付をいただきました。

この募金活動は、2009年から行っており、皆さまから
頂いた大切な寄附金は、「全国被害者支援基金」創設の
準備金として繰り入れています。

また、東京光が丘ライオンズクラブさま（写真中央）、
および会員の星野宏一さま（写真右）から、各100,000
円のご寄附をいただきました。



2012年、賛助・ご寄付のご支援をいただいた皆様（敬称略）

皆様のご支援に感謝申し上げます。

賛助会員 合計126名	ヨシダ印刷(株) 吉田 克也、三木 善彦、田村 裕、小田 啓二、増茂 成史、栃倉 美佐子、足立 和実、静永 俊道、 原 孝吉、池戸 旬男、植村 完二、陣川 公平、福谷 芳浩、平井 紀夫、尾迫 勉、内海 文志、穂苅 正治郎、金谷 祐子、 秦 一雄、菅野 陽子、廿日出 良子、梅田 勉、仙台環境開発株式会社、脇田 美子、松田 久美子、清野 すみ、清 野 恭子、阿部 千恵子、船戸 正雄、清野 克史、和氣 みち子、名切 力、菊池 儀高、山田 誠、晋山 直樹、渡 邊 章吉、有限会社キャディア・ワークス 取締役 菊地 聡、西山 千絵、真野 道夫、渋谷ホットライン、J・フロ ントリテイリング株式会社、廣嵩 正道、後藤 峰登 他、匿名希望83名
寄付者 合計16名	東京光が丘ライオンズクラブ 他、匿名希望15名

※匿名ご希望の方はお名前の掲載を控させていただきました。

※誤字、記載もれ等ございましたら、お手数ですがご一報いただきますようお願いいたします。

※お名前の記載を望まない方は、お申し出下さい。

（2012年12月末日現在）

編集後記

次回発行予定日：
2013年7月
特集：未定

■東日本大震災から、まる2年。被災地の犯罪被害者支援センターの皆さんが未曾有の被害に
向き合い、言語に絶する苦難を乗り越えて活動してこられた姿は、全国のセンターにとっても、
忘れてはならない先例です。巻頭言では、三輪佳久みやぎ被害者支援センター理事長に被災地
の現状を踏まえつつ活動への思いを記していただきました。「風化とは津波や原発事故があっ
たことを忘れることなく、その時、人々が考えたこと、行動したことを忘れてしまうこと」
との至言を重く受け止めねばなりません。朝日新聞・河原記者の温かくも耳の痛い「寄稿」とも
ども「誰のため、何のための被害者支援活動か」と、あらためて自問・自戒しています。（T）